第２４　非常電源

１　用語の定義

(1)　「不燃専用室」とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備である防火戸（屋外に面するもので、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるものを除く。）を設けた非常電源の種別ごとの専用の室をいう。

(2)　「不燃材料で区画された機械室等」とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備である防火戸（屋外に面するもので、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるものを除く。）を設けた電気室、機械室、ポンプ室等の機械設備室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）をいう。

(3)　「非常電源の専用区画等」とは、不燃専用室、キュービクル式の外箱及び低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤並びにその他による区画をいう。

(4)　「耐火配線」とは、規則第 12 条第 1 項第 4 号ホの規定による配線をいう。

(5)　「耐熱配線」とは、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定による配線をいう。

(6)　「第 1 種配電盤等」とは、規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ホ)に規定する第 1 種配電盤及び第 1 種分電盤をいう。

(7)　「第 2 種配電盤等」とは、規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ホ)に規定する第 2 種配電盤及び第 2 種分電盤をいう。

(8)　「引込線取付点」とは、需要場所の造営物又は補助支持物に電気事業者又は別敷地から架空引込線、地中引込線又は連接引込線を取り付ける電線取付点のうち、最も電源に近い場所をいう。

(9)　「一般負荷」とは、消防用設備等の非常電源以外のものをいう。

(10)　「直交変換装置」とは、交流の電流を直流に変換する機能と、直流の電流を交流に変換する機能を併せ持つ装置をいう。

２　設置区分及び種別

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ、第 24－1 表により設置するものとする。

＜第 24－1 表＞

非常電源 / 消防用設備等	非常電源 専用受電設備	蓄電池設備（注 1） 自家発電設備 燃料電池設備	蓄電池設備 （注 2）	容　量
屋内消火栓設備	△	○	○	30 分以上
スプリンクラー設備（注3）	△	○	○	
水噴霧消火設備	△	○	○	
泡消火設備	△	○	○	
不活性ガス消火設備	●	○	○	60 分以上
ハロゲン化物消火設備	●	○	○	
粉末消火設備		○	○	
屋外消火栓設備	△	○	○	30 分以上
自動火災報知設備	△		○	10 分以上
ガス漏れ火災警報設備		▲	○	
非常警報設備	△		○	
誘導灯			○	20 分以上 （注 4）
消防用水（加圧送水装置）	○	○	○	60 分以上
排煙設備	△	○	○	30 分以上
非常コンセント設備	△	○	○	
無線通信補助設備	△		○	
連結送水管（加圧送水装置）	△	○	○	120 分以上
総合操作盤	各消防用設備等の種別に応じた非常電源とする			120 分以上 ◇

△印：　延べ面積が 1,000 ㎡以上の特定防火対象物（規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）を除く。この場合、(16)項イに掲げる防火対象物で、令第 9 条の規定により用途ごとに一の防火対象物とみなされる場合は、当該用途ごとに判断すること。

●印：　第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ. 1. (14). イ. (ｶ)により設ける機械排出装置の非常電源に限る。

▲印：　2 回線を 1 分間有効に作動させ、同時にその他の回線を 1 分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は蓄電池設備を設けるものに限る。

（注 1）直交変換装置を有する蓄電池設備

（注 2）直交変換装置を有しない蓄電池設備

（注 3）特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。

（注 4）第 17「誘導灯」7. (2). イ. (ｱ)に掲げる防火対象物にあっては、60 分間作動できる容量（20 分間を超える時間の作動に係る容量にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること。

３　非常電源専用受電設備

(1)　高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、規則第 12 条第 1 項第 4 号イ及び「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和 50 年消防庁告示第 7 号。以下この第 24 において「7 号告示」という。) の規定によるほか、次によること。

ア　機器

(ｱ)　規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ﾆ)(1)の規定によるキュービクル式非常電源専用受電設備は、認定品を使用すること。◇

(ｲ)　非常電源専用受電設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

イ　設置場所

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の設置場所は、次のいずれかに適合する場所であること。

(ｱ)　不燃専用室 (引込みケーブル又は受電点の主遮断器を共用しているものは、一の不燃専用室内に設けることができる。)

(ｲ)　不燃材料で区画された機械室等又は屋外若しくは建築物の屋上 (7 号告示に適合するものを使用する場合に限る。)

(ｳ)　屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合で、次のいずれかの要件に適合する場合。

a　隣接する建築物若しくは工作物（以下この第 24 において「建築物等」という。）から 3m以上の距離を有する場合。(第 24－1 図参照)

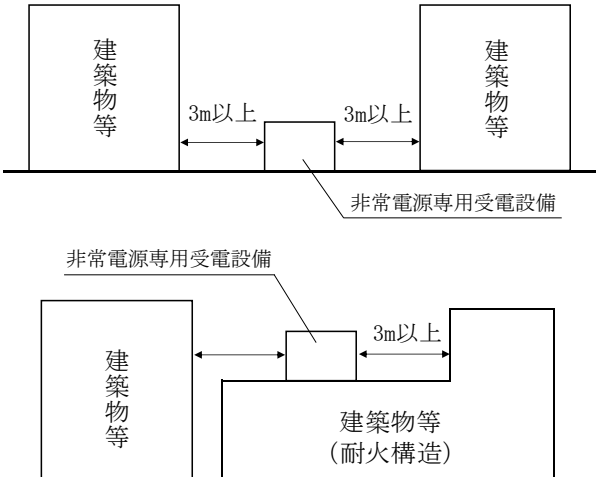

＜第 24－1 図＞

b　非常電源専用受電設備と相対する建築物等の部分（当該設備の側方 3m以内、及び地盤面から 6m以内の部分に限る。）が、次の全ての要件に適合する場合。(第 24－2 図参照)

(a)　不燃材料で造り、又は覆われていること。

(b)　開口部がある場合は、防火設備が設けられていること。

(c)　当該設備と相対する部分との保有距離が 0.8m以上であること。

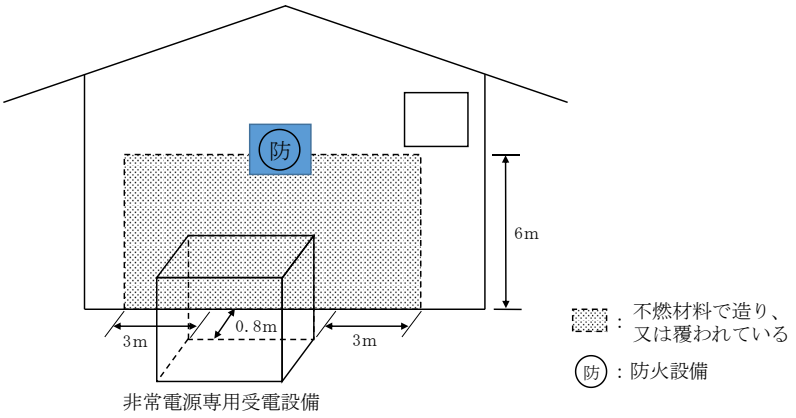

＜第 24－2 図＞

c　非常電源専用受電設備と相対する建築物等の部分との間に、開口部のない防火構造又は不燃材料で造られた防火上有効な塀が設けられている場合。この場合、塀の大きさは当該設備の幅及び高さ以上を有すること。（第 24－3 図参照）

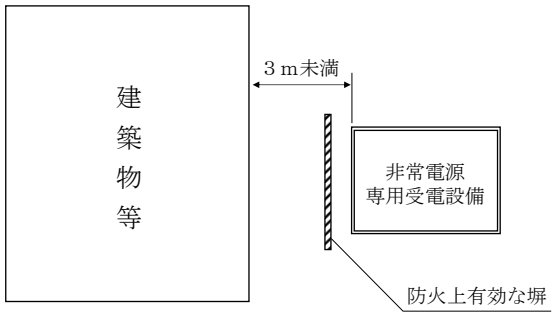

＜第 24－3 図＞

ウ　保有距離

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、第 24－2 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－2 表＞　（単位：m）

保有距離の確保を要する面 ／ 機器名		操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	相対する面				発電設備又は蓄電池設備		建築物等
						操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0.2	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	閉鎖型			0.6	0.2					1.0	／	3.0（注）
	オープン式		0.8	／						3.0	／	

（注）前イ.(ｳ).ｂ又はｃに適合する場合は、3m未満にすることができる。
備考１　欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。
備考２　「キュービクル式のもの」とは、７号告示に適合するキュービクル式非常電源専用受電設備をいう。

エ　結線方法

(ｱ)　開閉器には、第 26「標識」に定める消防用設備等用である旨の表示を設けること。★

(ｲ)　非常電源回路の結線は、供給方式及び供給電圧に応じ、第 24－4 図から第 24－9 図までに示す方法によるものとし、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とすること。

ａ　ネットワーク方式配電又はループ方式配電（予備線方式で自動的に切替わるものを含む。）により受電するもの

(a)　ネットワーク方式の例

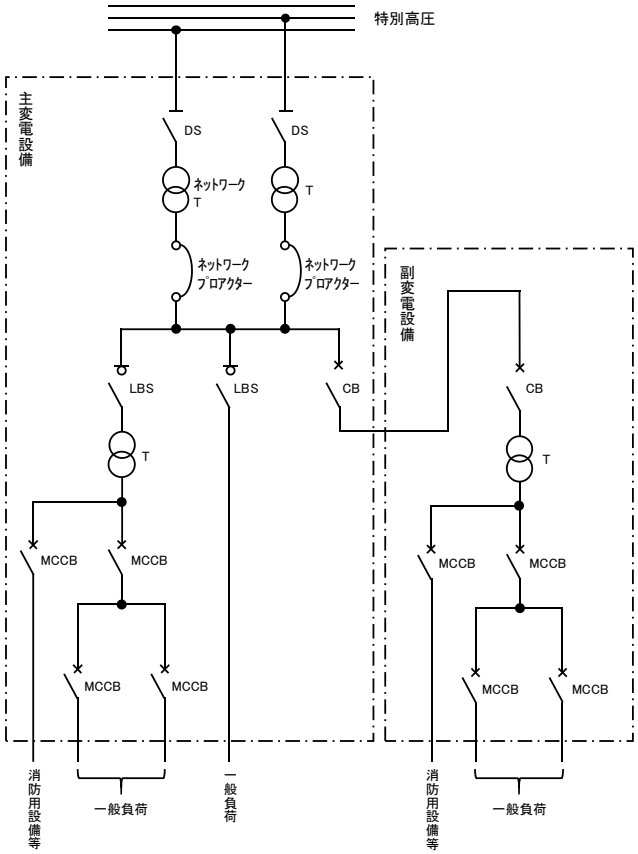

（注）ＬＢＳ又はＣＢは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、ＭＣＣＢより先に遮断しないものであること。

略号の名称

略　号	名　称	略　号	名　称
VCT	電力需給用計器用変成器	CT	変流器
DS	断路器	VT	計器用変圧器
PF	限流ヒューズ	A	電流計
CB	遮断器	AS	電流計切替スイッチ
TC	引外しコイル	T	変圧器
LBS	高圧交流負荷開閉器	SR	直列リアクトル
PC	高圧カットアウトスイッチ（変圧器容量 300ｋＶＡ以下の場合に限る。）	C	進相コンデンサ
		MCCB	配線用遮断器
GR	地絡継電器	CS	カットアウトスイッチ（ヒューズ付）
OCR	過電流継電器		非常電源の専用区画等

（以下第 24－9 図までにおいて同じ。）

＜第 24－4 図＞

(b)　ループ方式の例

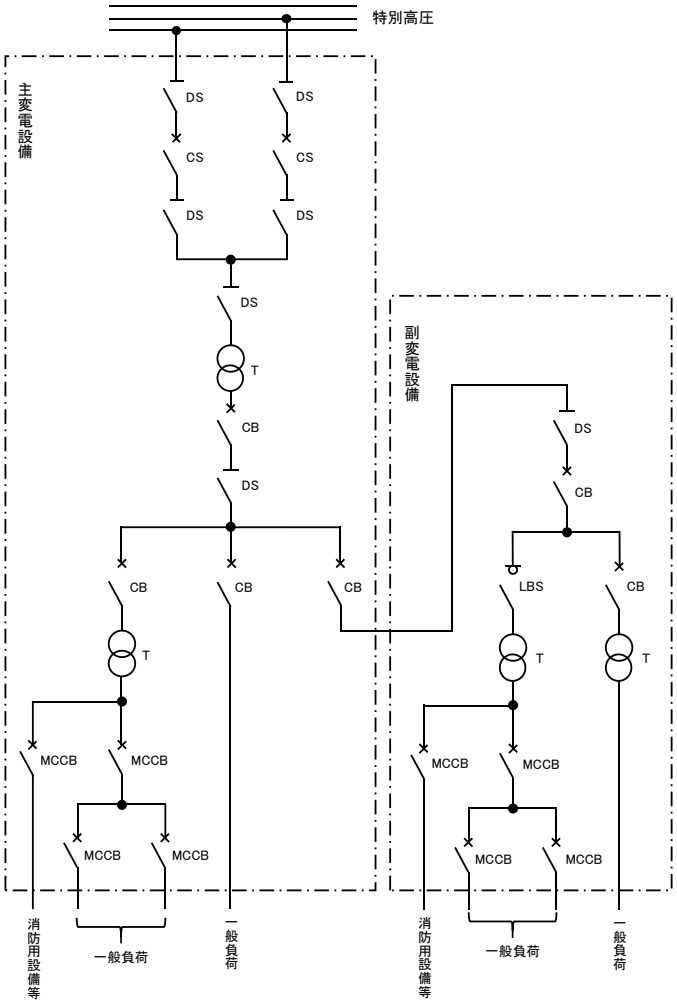

（注）ＬＢＳ又はＣＢは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、ＭＣＣＢより先に遮断しないものであること。

＜第 24－5 図＞

b　特別高圧又は高圧により受電するもの

(a)　特別高圧の例

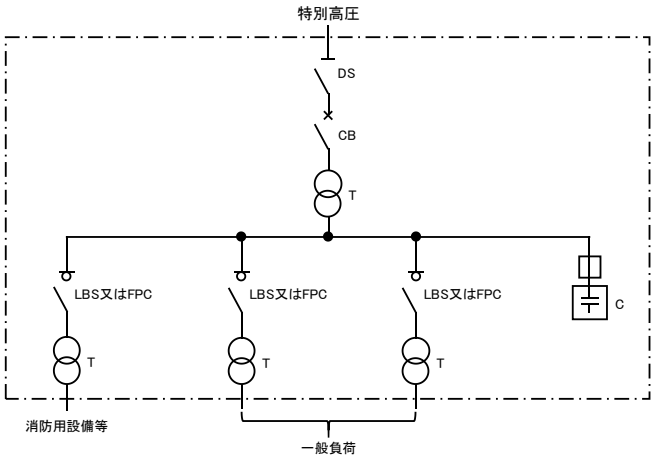

（注）ＣＢは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、ＬＢＳ又はＦＰＣより先に遮断しないものであること。

＜第 24－6 図＞

(b)　高圧の例

(i)　非常電源専用の変圧器から供給する例

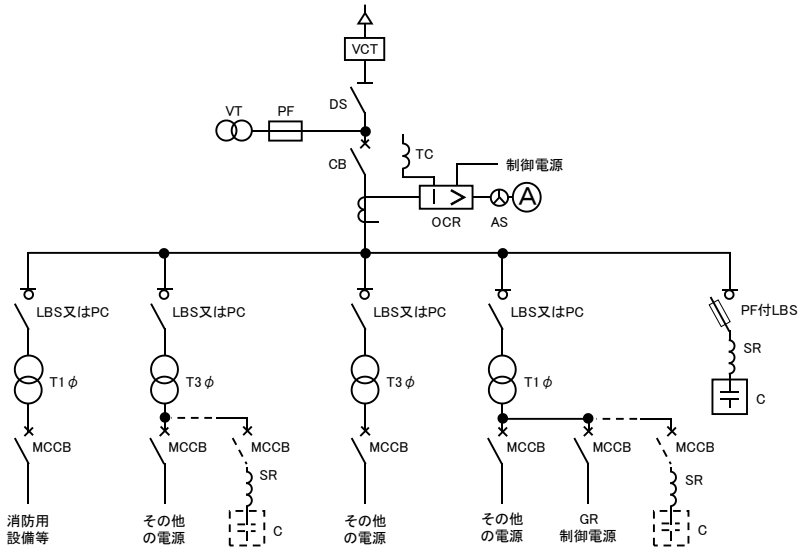

(注1) Tの一次側の開閉器は、省略することができること。
(注2) ＶＴを設置する場合にあっては、ＶＴに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。
(注3) キュービクル引込口の電源側に存するＧＲ及びTの二次側に存するＧＲの制御電源を、ＶＴ又はTの二次側から供給する場合にあっては、専用の開閉器（保護装置付）を設けること。

＜第 24－7 図＞

(ii)　変圧器の二次側から直接供給する例

（例１）

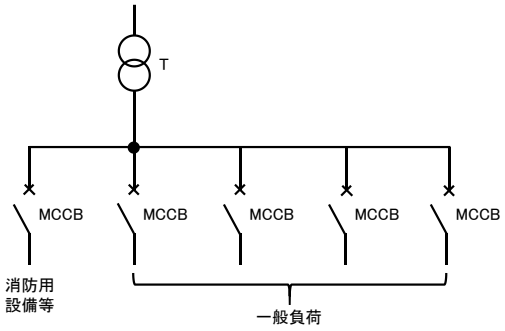

＜第 24－8 図＞

（例２）

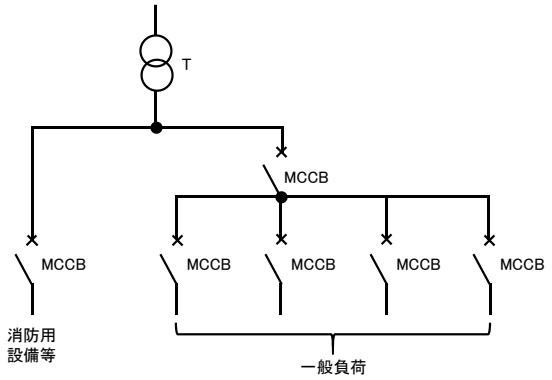

＜第 24－9 図＞

(2)　低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤

低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下この第 24 において「配電盤等」という。）は、規則第 12 条第 1 項第 4 号イ及び「配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）の規定によるほか、次によること。

ア　機器

(ｱ)　規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ﾎ)の規定による第 1 種配電盤等及び第 2 種配電盤等は、認定品を使用すること。◇

(ｲ)　前(ｱ)以外の配電盤等は、JIS C8480 に適合するものを使用すること。◇

(ｳ)　非常電源専用受電設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

イ　設置場所等

低圧で受電する配電盤等の設置場所及び種類は、第 24－3 表によること。

＜第 24－3 表＞

配電盤等の設置場所	使用できる配電盤等の種類
1　不燃専用室	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等 その他の配電盤等
2　屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備である防火戸が設けられている場合に限る。）	
3　耐火建築物又は防火構造の壁の屋側（ピロティー等通常可燃物の存置がなく、屋外的要素の強い部分を含む。）で、次の(1)及び(2)に適合する場所 (1)　屋側の開口部から上方 3m以上、側方 1m以上及び前方 3m以上離れているか、又は当該開口部には防火設備である防火戸が設けられていること。 (2)　隣接する建築物等から 3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備である防火戸が設けられていること。	
4　不燃材料で区画された機械室等	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等
上記 1 から 4 以外の場所	第 1 種配電盤等

ウ　保有距離

配電盤等は、第 24－4 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－4 表＞

保有距離の確保を要する面	保有距離
前面又は操作を行う面	1.0m以上 （操作を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上）
点検を行う面	0.6m以上 （点検に支障とならない部分については、この限りでない。）
換気口を有する面	0.2m以上

エ　結線方法

(ｱ)　開閉器には、第 26「標識」に定める消防用設備等用である旨の表示を設けること。★

(ｲ)　非常電源回路の結線は、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とすること。

(3)　電源容量

変圧器の容量は、非常時に加わる負荷の需要率を 100％として算定すること。◇

4　自家発電設備

自家発電設備は、規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ及び「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　機器

ア　自家発電設備は、認定品を使用すること。◇

イ　自家発電設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

(2)　設置場所

自家発電設備の設置場所は、前 3.(1).イを準用すること。

(3)　保有距離

自家発電設備は、第 24－5 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－5 表＞　（単位：m）

保有距離の確保を要する面 ／ 機器名		操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	／	／	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	自家発電装置	／	／	／	／	0.6	1.0					1.0	／	3.0（注1）
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	／	／							
	燃料タンク・原動機	／	／	／	／	／	0.6（注2）	／	／	／	／	／	／	／

（注 1）前 3.(1).イ.(ｳ).ｂ又はｃに適合する場合は、3m未満にすることができる。
（注 2）　予熱する方式の原動機にあっては、2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間に不燃材料で造った防火上有効な遮蔽物を設けた場合は、この限りでない。

備考　欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(4)　結線方法

ア　開閉器には、第 26「標識」に定める消防用設備等用である旨の表示を設けること。★

イ　自家発電設備の結線は、供給電圧に応じ、第 24－10 図から第 24－13 図に示す方法によるものとし、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とすること。

(ｱ)　高圧発電設備で供給するもの

ａ　自動切替装置を設けた例

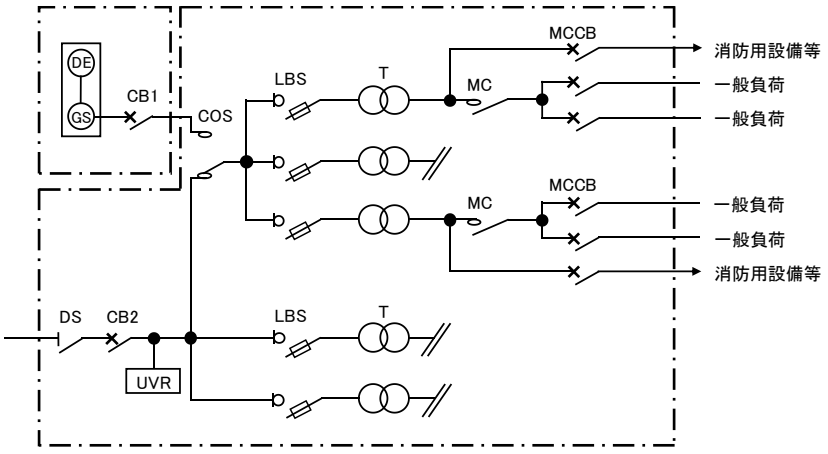

（注1）LBSは、過負荷及び短絡時においてMCCBより先に遮断しないものであること。
（注2）COSは、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
（注3）UVRは、CB2の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

※　略号の名称

略　号	名　称	略　号	名　称
UVR	交流不足電圧継電器	DS	断路器
CB	遮断器	T	変圧器
COS	自動切替装置	DE	原動機
LBS	ヒューズ付負荷開閉器	GS	発電機
MC	電磁接触器		非常電源の専用区画等
MCCB	配線用遮断器		

（以下第 24－13 図までにおいて同じ。）

＜第 24－10 図＞

b　自動遮断器等でインターロックして設けた例

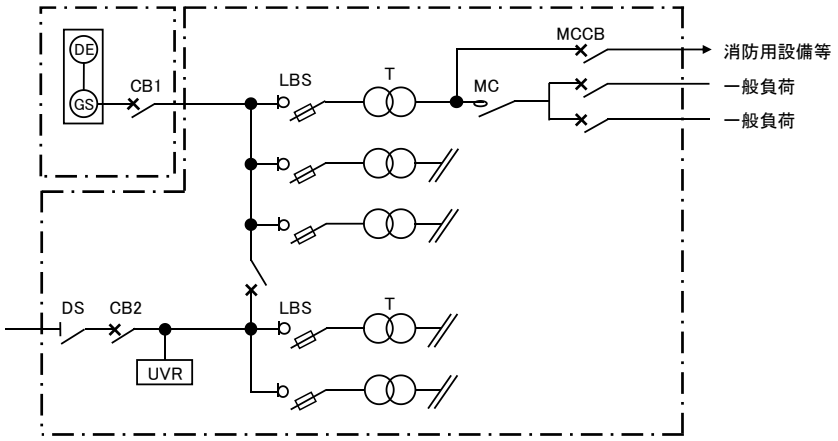

（注1）CB1は、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
（注2）UVRは、CB2からCB3まで又はCB1からCB3までの間に設けること。

＜第 24－11 図＞

(ｲ)　低圧発電設備で供給するもの

ａ　低圧幹線に自動切替装置を設けた例

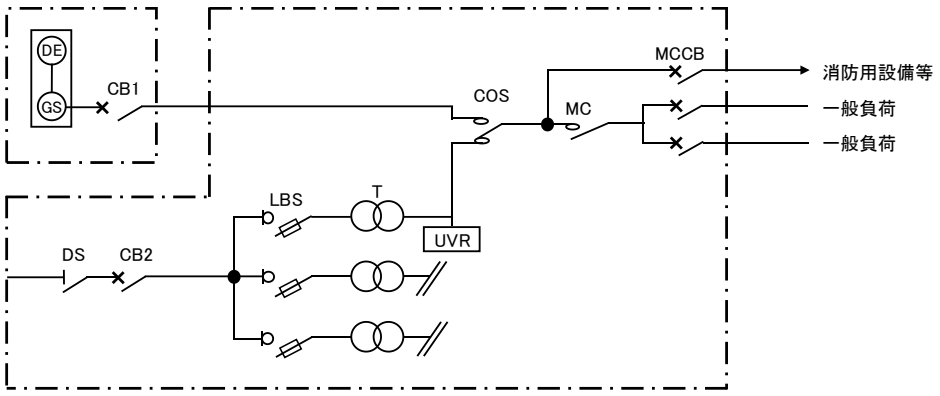

（注）UVRは、変圧器の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

＜第 24－12 図＞

ｂ　自動遮断器等でインターロックして設けた例

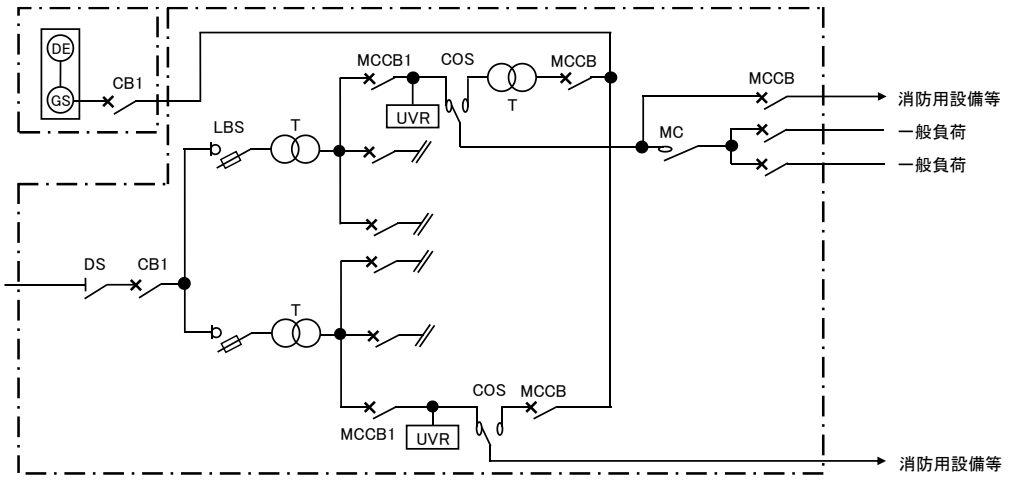

（注）UVRは、MCCB1から自動切替装置までの間に設けること。

＜第 24－13 図＞

ウ　自家発電設備は、常用電源が停電した場合、自動的に電圧確立、投入及び送電が行われるものであること。ただし、自家発電設備のうち、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものにあっては、電圧確立を自動とし、投入を手動とすることができる。

エ　常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間（投入を手動とする自家発電設備にあっては、投入の操作に要する時間を除く。）は、40 秒以内とすること。ただし、次のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。

(ｱ)　常用電源の停電後、40 秒を経過してから自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備により防火対象物に設置されている各消防用設備等が有効に作動するための電力が供給されるもの。

(ｲ)　電力を常時供給する自家発電設備で、停電時においても既に電圧確立状態となっているもの。

オ　常用電源が停電した場合、自家発電設備に係る負荷回路（消防用設備等のほか、非常用の照明装置、非常用エレベーター、病院の生命維持装置等、停電時に自家発電設備から電力を供給すべき設備等の非常用負荷に係るものをいう。）と他の回路（一般負荷等）とを自動的に切り離すことができるものであること。ただし、停電の際、自家発電設備に係る負荷回路を他の回路から自動的に切り離すことができる常用電源回路に接続するものにあっては、この限りでない。

(5)　燃料の供給等

ア　自家発電設備の燃料の供給は、次によること。

(ｱ)　定格負荷において、前2に定める各消防用設備等の時間に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有されるものであること。

(ｲ)　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により燃料が供給されものであること。

a　地表面水平加速 400 ガルの地震動が加えられた後であっても、燃料が安定して供給されるものであること。

b　導管が建築物の外壁を貫通する場合にあっては、次に定める燃料ガス遮断装置（危急の場合において、建築物の外壁を貫通する箇所の付近で直ちにガスの供給を遮断することができるものをいう。）が設置されていること。

(a)　当該導管の最高使用圧力を加えたときに、漏れが生じない遮断性能を有すること。

(b)　ガスの供給を停止せずに点検することができる措置が講じられていること。

イ　電力を常時供給する自家発電設備の性能は、前アによるほか、電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものであること。ただし、前ア.(ｲ)に定める方法により燃料が安定して供給されるものにあっては、この限りでない。

(6)　容量計算

自家発電設備に必要とされる出力の算定にあっては、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」（令和8年8月7日4月16日付け消防安第159号）によること。

５　蓄電池設備

蓄電池設備は、消防用設備等に内蔵するものを除き、規則第 12 条第 1 項第 4 号ハ及び「蓄電池設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　機器

ア　蓄電池設備は、認定品を使用すること。◇

イ　蓄電池設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

(2)　設置場所

蓄電池設備の設置場所は、前 3.(1).イを準用すること。

(3)　保有距離

蓄電池設備は、第 24－6 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－6 表＞　（単位：m）

保有距離の確保を要する面 ／ 機器名		操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は発電設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	／	／	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	蓄電池	／	0.6	／	0.1	／	0.6☆	／	／	／	／	／	／	／
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	／	／	／	／	／	／	／	／	／

備考 1　欄中の☆印は、架台等を設けることにより、それらの高さが 1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。

備考 2　欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(4)　結線方法

ア　開閉器には、第 26「標識」に定める消防用設備等用である旨の表示を設けること。★

イ　蓄電池設備の結線は、第 24－14 図から第 24－16 図に示す方法によるものとし、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とすること。

(ｱ)　主遮断器の一次側より分岐する場合の例

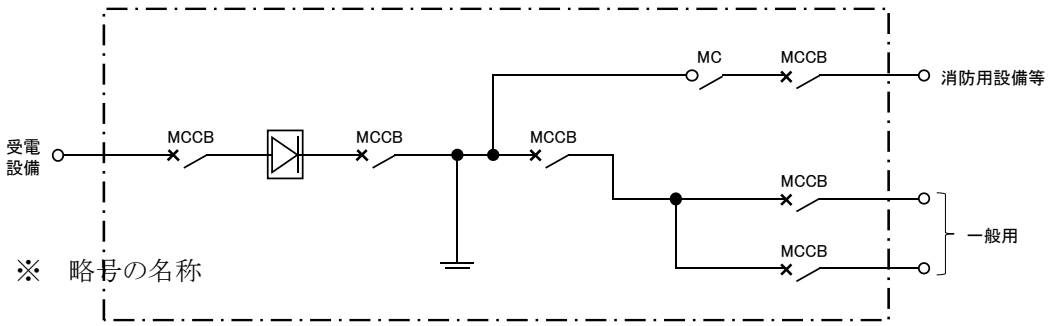

略　号	名　称	略　号	名　称
MCCB	配線用遮断器	MC	電磁開閉器

（以下第 24－16 図までにおいて同じ。）

＜第 24－14 図＞

(ｲ)　主遮断器の二次側より分岐する場合の例

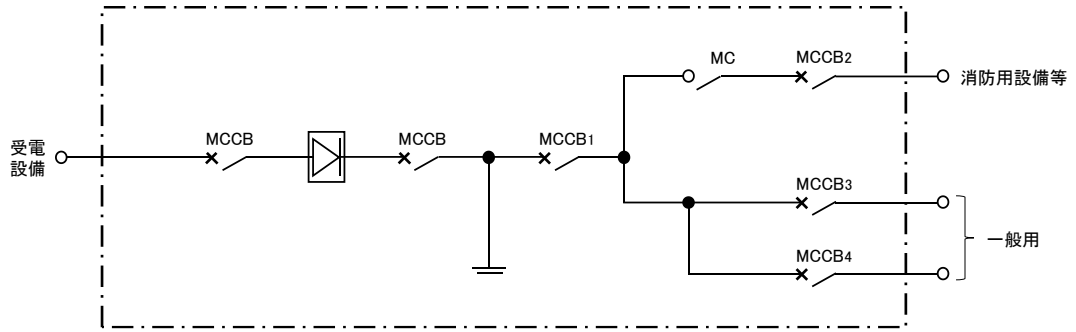

＜第 24－15 図＞

(ｳ)　蓄電池設備と自家発電設備を併用する場合の例

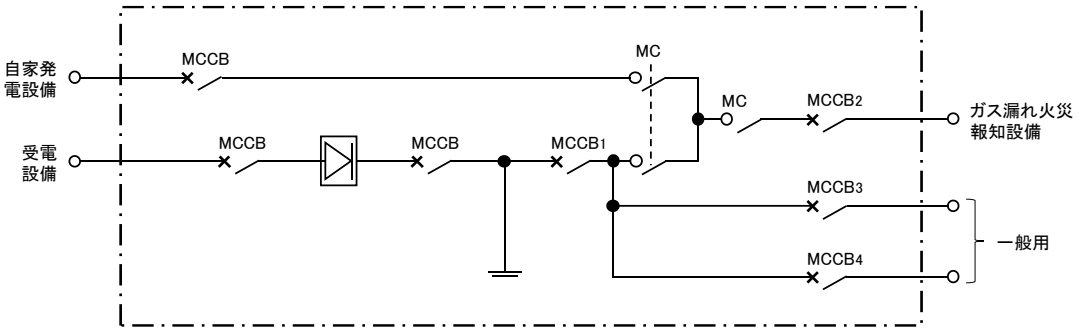

＜第 24－16 図＞

(5) 直交変換装置を有する蓄電池設備

ア 直交変換装置を有する蓄電池設備の負荷回路については、第 24-17 図を参照すること。

イ 直交変換装置を有する蓄電池設備は、従来の非常用電源専用の蓄電池設備と異なり、常用運転と非常用運転を兼用する設備であるが、このように一般負荷にも電力を供給している蓄電池設備については、非常用負荷に用いるために必要な電力量を常時確保しておくこと。

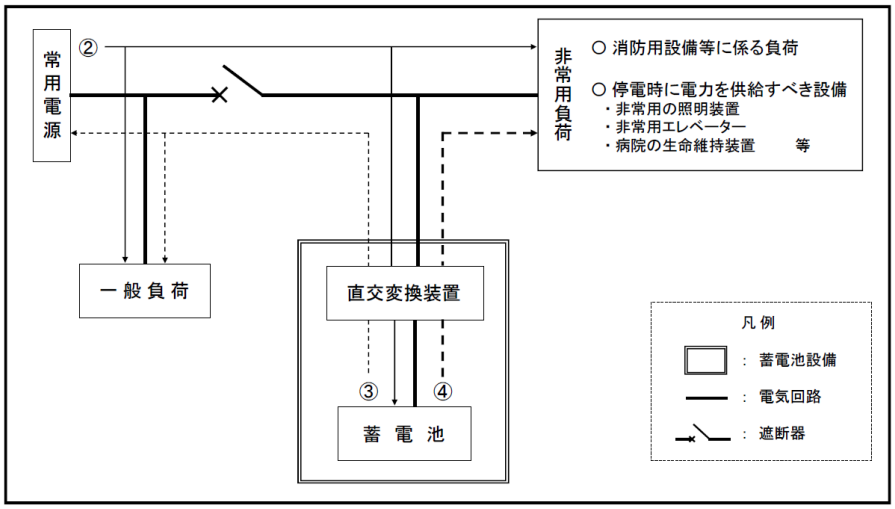

＜第 24－17 図＞

1　直交変換装置を有する蓄電池設備は、電力負荷平準化を目的として、一般的に常用電源・非常用電源兼用とすることを想定している。

2　通常は遮断器①は閉じており、交流の常用電源から②のとおり、一般負荷及び非常用負荷（非常用負荷のうち病院の生命維持装置等常時使用するもの）への電力が供給される。

3　電力負荷平準化のため、②のとおり蓄電池を充電することや、③のとおり蓄電池から一般負荷等へ放電することがある。

4　非常の際、停電等が発生している場合は①の遮断器を自動で開放し、蓄電池から直流の電流を直交変換装置により交流に変換して、④のように優先的に非常用負荷に電力を供給する。

６　燃料電池設備

燃料電池設備は、規則第 12 条第 1 項第 4 号ニ及び「燃料電池設備の基準」（平成 18 年消防庁告示第 8 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　機器

ア　燃料電池設備は、認定品を使用すること。◇

イ　燃料電池設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

(2)　設置場所

燃料電池設備の設置場所は、前 3.(1).イを準用すること。

(3)　保有距離

燃料電池設備は、第 24－7 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－7 表＞　　（単位：m）

保有距離の確保を要する面 ＼ 機器名	操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	相対する面				変電設備、発電設備又は蓄電池設備		建築物等
					操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
燃料電池設備	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0

(4)　結線方法

燃料電池設備の結線方法は、前 4.(4)（ウのただし書を除く。）を準用すること。

(5)　燃料の供給等

燃料電池設備の燃料の供給等は、前 4.(5)を準用すること。

7　非常電源回路等の配線等

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示回路等（以下この第 24 において「非常電源回路等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 12 条	第 1 項	第 4 号ホ、第 5 号
その他	「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号） 「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号） 電気工作物に係る法令	

(1)　耐火配線又は耐熱配線の範囲

ア　引込回路

非常電源が非常電源専用受電設備の場合は、引込線取付点から耐火配線とすること。ただし、次に掲げる場所については、この限りでない。

(ｱ)　地中

(ｲ)　別棟、屋外又は屋上で開口部からの火炎を受けるおそれが少ない場所

(ｳ)　非常電源の専用区画等の部分

イ　非常電源回路等の配線は、消防用設備等の種別に応じて、別表１「耐火耐熱保護配線」によること。

(2)　工事方法

耐火配線又は耐熱配線の工事方法は、別表２「配線の工事方法等」によること。

なお、規則第 12 条第 1 項第 4 号ホ(ｲ)又は第 5 号イに規定する電線は、別表２左欄に掲げる電線とし、規則第 12 条第 1 項第 4 号ホ(ﾛ)又は第 5 号ロに規定する工事方法は、別表２右欄に掲げる方法とすること。

別表１

耐 火 耐 熱 保 護 配 線

凡　例

■ ：耐火配線　　——— ：一般配線

▨ ：耐熱配線　　-·-·- ：水管又はガス

屋内消火栓設備、屋外消火栓設備

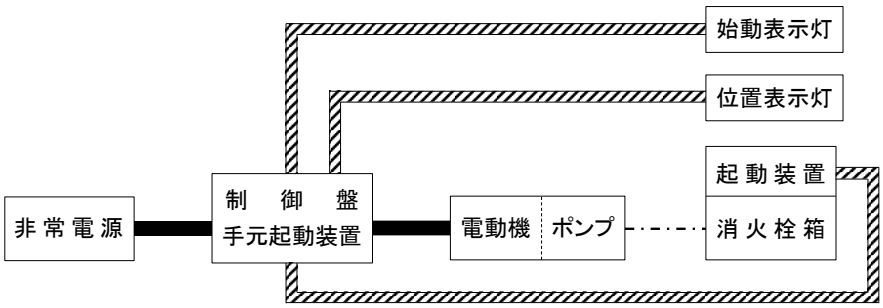

スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備

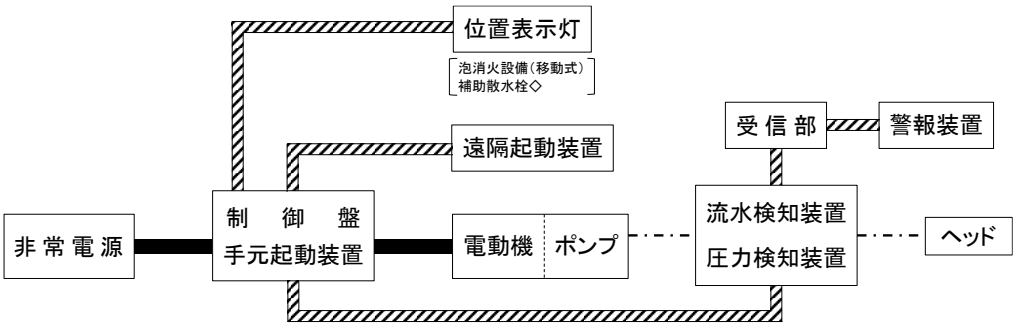

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

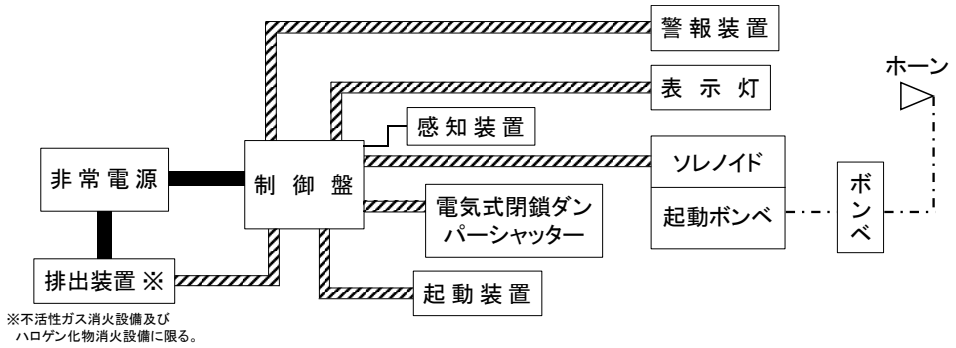

自動火災報知設備

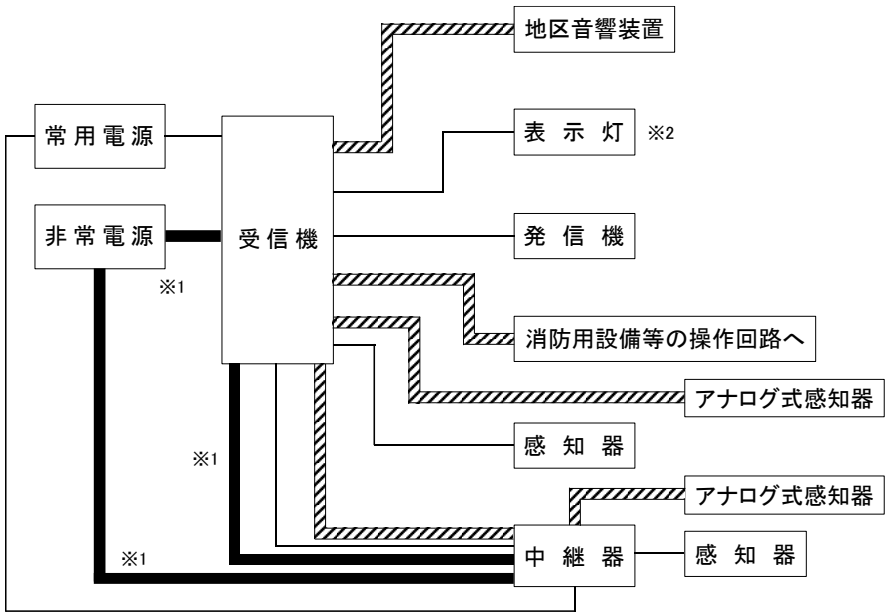

※1　中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は、一般配線でよい。）
※2　発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部の表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

ガス漏れ火災警報設備

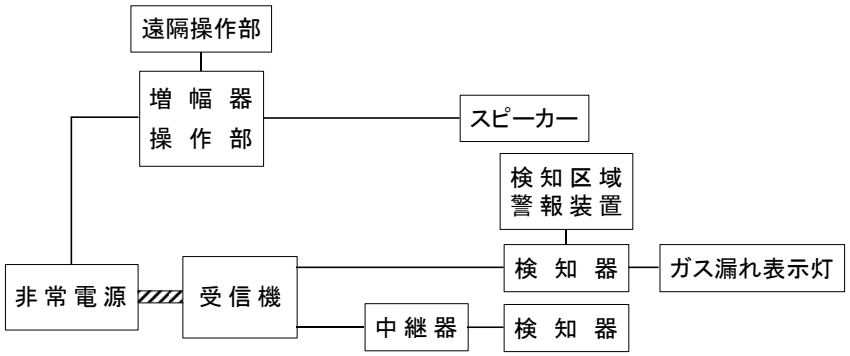

非常ベル、自動式サイレン

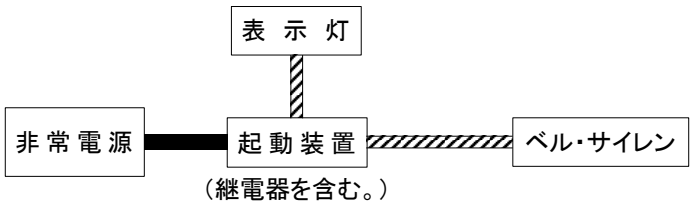

非常警報設備（放送設備）

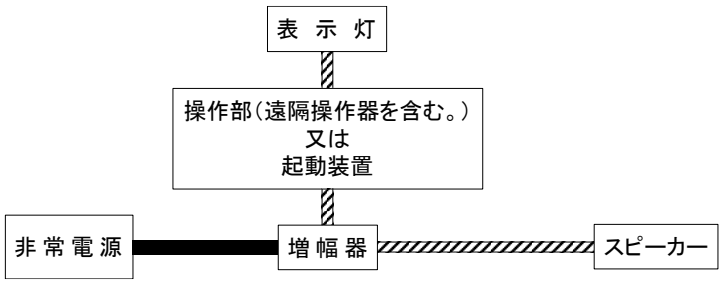

誘導灯（非常電源別置型に限る。）



排煙設備

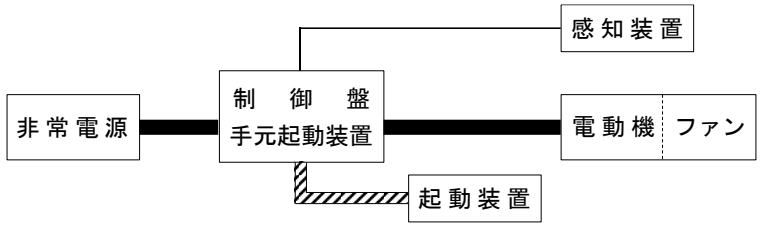

非常コンセント設備



無線通信補助設備

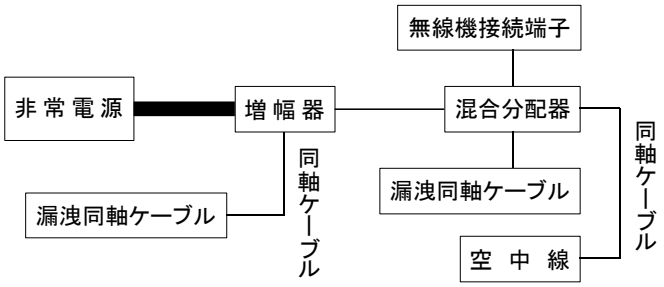

消防用水、連結送水管

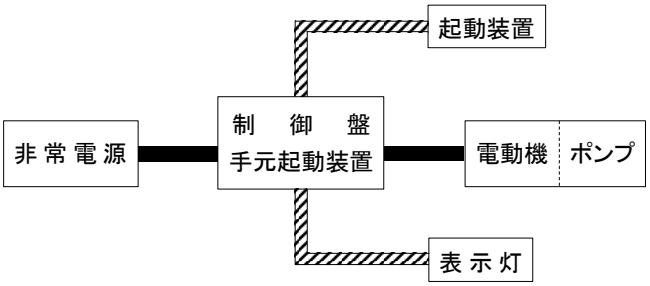

別表２

配線の工事方法等

電線の種類		工事方法
耐火配線	600ボルト2種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 ＥＰゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル ＣＤケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ＥＰゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	1　金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め、耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピット区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15㎝以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2　埋設工事が困難な場合は、金属管工事、2種金属製可とう電線管工事、ダクト工事とし、当該金属管、可とう電線管又はダクトを厚さ15ｍｍ以上のグラスウール、ロックウール、けいそう土、モルタル等で容易に外れない方法で保護すること。
	耐火電線（注1） ＭＩケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。
耐熱配線	600ボルト2種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 ＥＰゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル ＣＤケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ＥＰゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピット区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15㎝以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。
	耐熱電線（注2） 耐火電線（注1） ＭＩケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

（注1）　耐火電線は、「耐火電線の基準」（平成9年消防庁告示第10号）に適合する電線であること。
（注2）　耐熱電線は、「耐熱電線の基準」（平成9年消防庁告示第11号）に適合する電線であること。